

船舶免許交付の厳格化と海上交通の安全確保を求める意見書

近年、小型船舶の免許取得者数は急増しており、令和3年度では7万4,575人が新たに取得しています。ただ、この試験に当たり、国が定める登録教習所における実技教習時間は1人当たり僅か4時間であり、実技試験の合格率が約96%と極めて高い状況については、安全面での課題があると言わざるを得ません。

こうした中、海上保安庁が認知した船舶事故の隻数は令和2年で1,940隻に上り、うちプレジャーボートの事故数が全体の60%と半数以上を占めています。

また、遊覧船等の旅客を乗せた船舶についても、適正な運用を図っている事業者がある一方、先般の北海道知床の遊覧船沈没事故のように、多くの貴重な人命が失われる事案も発生しているところです。旅客の輸送を行う国家資格である特定操縦免許は、小型船舶操縦免許試験の合格者が講習を受けるだけで取得でき、試験がないことに加え、報道では、運行管理者に操縦経験や実務経験がないことや、船に救命いかだの取りつけがなかったことも、事故の大きさにつながったのではないかとされています。

よって、政府は、船舶免許取得の厳格化と海上交通の安全確保のため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 小型船舶操縦免許交付の厳格化を図り、安全航行等の義務づけを強化すること。
2. 小型船舶操縦士免許試験について、国の管理の下、内容の充実と厳格化を図り、必要に応じて不適格者を排除する仕組みに改めること。
3. 遊覧船等の旅客を乗せた船舶事故の防止の観点から、旅客運送契約を遂行するための免許として特定操縦免許の取得基準を厳格化すること。
4. 特に寒冷地において運行される遊覧船等について、救命いかだの搭載を義務づけるとともに、事業者負担軽減の観点から必要な補助を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月24日

枚方市議会議員 木村 亮 太

〈提出先〉

総務大臣

国土交通大臣